



「地区計画」を取り入れた皇山地区は、戸建て中心のゆったりとした住環境を維持するため、敷地面積の最低限度を120平方メートルと決めている。



「建築協定」を取り入れた大宮けやき台地区は、緑豊かな景観を維持するため、堀は生垣か、庭の植栽が見えるようなフェンスと決めている。



大宮深作地区では、「地区計画」で道路から家の壁面までを1メートル以上離すことがルール。わずかな空間だが、まち並みにゆとりが生まれる。



浦和区岸町2-3丁目神明社北側地区の建築協定には、「建物の高さを10メートル以下とする」というルールしかない。「たった一つのルールでも建築協定があるおかげで、高い建物は建ちません」と代表の田中清さん。(建築協定区域であることを示す看板の前で)

定め、建築物の高さを10メートルまでとしているので、日当たりが良く、落ち着きのある住環境が保たれています。

一方、美しい生垣が印象的な西区の大宮けやき台地区では、「建築協定」というルールを定めています。

住民がルールを決めるという点では、地区計画と同じですが、市が都市計画決定や条例化するのではありません。あくまでもそこに暮らす人々の約束事であり、住民たちがつくった運営委員会が決めており、自主的に審査を行うことや、有効期限を定めているため、更新手続きが必要になることが建築協定の特徴です。

大宮けやき台地区では、開発事業者が建築協定を条件に販売し、住民は最初からそれを受け入れて住みました。

「10年が過ぎ、更新の時期が来たとき私たちは建築協定の内容をみんなで直

まちのことが気になっています
住宅地を歩いていて、のどが少し氣になつて
なつてゐることがあります。
すき間なく住宅が建てられ、やとり
がなくなつてしまつたり、高い建物ができ
て空が見えなくなつたり、住宅地にお店
が建つて雰囲気が変わつてしまつたり・。

剣に話し合い、住民アンケートも実施して、当初よりきめの細かいルールを決めました。でも、これからは建設する声もあつたようですが、「建築協定」があるからこそ、調和のとれた緑豊かなまち並みが維持できる」という当時の自治会長のリーダーシップが、ルールの存続に結びついたそうです。

富谷さんは、「この20年間は大きなくずれが増える。専門家でもない自治会員は話していました。

アンケートでは「堺は生垣か見通しのきくフェンスに限定し、高さも1・2メートル以下とするべき」「将来は2世帯住宅にしたいから、3階建てまでは認めよう」となどの意見が出されました。には「自分の家だから自由に建てたい」「建築基準法だけで十分なのでは?」といふ声もあつたようですが、「建築協定」があるからこそ、調和のとれた緑豊かなまち並みが維持できる」という当時の自治会長のリーダーシップが、ルールの存続に結びついたそうです。

建築基準法などが守られている建物でも、周辺に影響を及ぼすことがあると聞き、私の家の周りのことをふと考えました。雑木林や畠が駐車場になり、やがて敷地いっぱいに建物が建つてしまうとゆとりのない息苦しいまちになりそうですが、防災上も不安です。

役員による運営委員会では対応しきれない。地区計画への移行も視野に入れています。今後は話し合いをしていきたい」と語ります。

まちづくりのルールを決め、住みよい環境を守っている地区を訪ねてみました。

の」と思われがちですが、住民である私たち自身が直接関わって、意思を反映させる方法いろいろあるのですね。

住んでいる地域の良さを知り尽くしている私たち住民自身が、自分たちのまちの将来像を持ち、次の世代に何を残していくのか、日ごろから考えておくと、地区計画や建築協定のルールづくりも進みやすいのではないかでしょうか。

「私たちはこんなまちに住みたい」という将来像を持つことが、豊かな自然をまちなかに残していくことにつながれば、とても住みよいまちになると思いました。

るのが「地区計画」というルールです。近くにマン・ションが建つたのをきかげに、これからまちの姿を住民同士が何度も話し合い、それをもとに、市が都市計画決定や条例化したルールです。

皇山地区では、細分化された土地に家が建たないように、建築物の敷地面積の最低限度を120平方メートルと



生垣が美しい西区・大宮けやき台地区

まちリポ

Town Report

素敵なまちには理由がありました

市民リポーターがまちづくりの現場を見に行く「まちリポ」。
今回のテーマは、住民が参加してつくる「まちづくりのルール」です。
難しいようですが、実はとっても身近で、知っておくと役に立つ!
みんなでルールを決めて、美しいまち並みを守っている地区を、
まちがい　まちご
貴家章子さんが訪ねました。

制度についてのお問い合わせはこちらへ。また、市では詳しいパンフレットをお配りしています。

地区計画について

都市局 都市計画部 都市計画課 TEL:829-1409
建築協定について